

平成19年度P R T R環境モニタリング調査結果について

1 調査目的

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づいて届出が行われた事業所について、周辺での第一種指定化学物質の環境実態（大気）を把握する。

2 調査地域

児玉工業団地周辺及び久喜・菖蒲工業団地周辺

3 調査期間

	児玉工業団地周辺	久喜・菖蒲工業団地周辺
第1回	平成19年5月22日(火)～25日(金)	平成19年5月29日(火)～6月1日(金)
第2回	平成19年8月21日(火)～24日(金)	平成19年8月27日(月)～30日(木)
第3回	平成19年11月6日(火)～9日(金)	平成19年11月12日(月)～15日(木)
第4回	平成20年2月5日(火)～8日(金)	平成20年2月12日(火)～15日(金)

4 調査内容

(1) 調査地点

原則として両地域とも工業団地を取り囲むように東西南北に調査地点を設定し、工業団地の影響を受けないと考えられる地点を対照地点とした。「児玉ー中央」は、児玉工業団地及び工業適地に囲まれた住居地の影響を把握するため設定した。

(2) 調査項目

第一種指定化学物質のうち、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン（児玉工業団地周辺のみ）、スチレン（久喜・菖蒲工業団地周辺のみ）四塩化炭素及び1,3-ブタジエンについて分析を実施した。

(3) 採取方法

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル(平成9年2月環境庁大気保全局大気規制課)」に準拠し、キャニスターを用いた72時間(3日間)連続採取方法とした。

5 分析機関

埼玉県環境科学国際センター

<キャニスター設置例>



6 調査結果（全4回調査の平均値）

（1）児玉工業団地周辺

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

調査位置	東	南	西	北	中央	対照	環境基準※
所在地	本庄市児玉町下真下	本庄市児玉町蛭川	神川町大字元原	上里町大字三町	本庄市児玉町共栄	神川町大字植竹	
トルエン	13	11	13	13	14	11	—
キシレン	2.8	2.7	2.7	2.8	3.1	2.0	—
エチルベンゼン	2.3	1.9	2.2	2.2	2.5	1.7	—
ジクロロメタン	5.9	3.4	3.2	2.7	3.7	2.6	150 以下
トリクロロエチレン	1.3	1.0	1.2	1.0	1.2	0.99	200 以下
テトラクロロエチレン	1.1	0.68	0.82	0.66	0.81	1.3	200 以下
1,3-ブタジエン	0.09	0.11	0.09	0.09	0.12	0.08	—
四塩化炭素	0.55	0.55	0.56	0.56	0.56	0.57	—

（2）久喜・菖蒲工業団地周辺

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

調査位置	東	南	西	北	対照	環境基準※
所在地	久喜市大字下早見	久喜市大字除堀	菖蒲町大字三箇	菖蒲町大字台	久喜市大字六万部	
トルエン	20	29	90	32	13	—
キシレン	4.0	5.9	3.4	7.9	2.3	—
エチルベンゼン	3.5	5.7	2.7	7.1	1.9	—
ジクロロメタン	2.1	2.3	2.0	2.1	2.0	150 以下
テトラクロロエチレン	0.35	0.58	0.22	0.28	0.17	200 以下
スチレン	0.25	0.42	0.21	0.19	0.17	—
1,3-ブタジエン	0.11	0.1	0.1	0.09	0.08	—
四塩化炭素	0.56	0.56	0.57	0.57	0.56	—

※環境基準

「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めたものです。

「—」の項目については環境基準が定められていません。

<問い合わせ先>

環境部青空再生課有害化学物質担当 直通 048-830-2986 mail:a3050-08@pref.saitama.lg.jp